

高鷺南中学校 いじめ防止基本方針

I いじめ防止に関する本校の基本認識

1. いじめ防止に向けた基本方針

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやSNSなどを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことを、されたり・させられたりする
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。子どもは、人と人との関わりの中で成長するものであり、安心して生活する場を保障することにより、他者の長所等を発見し、互いを認め合える豊かな人間関係を築いていくことができる。しかし、子どもたちの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されると、子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因となりかねない。そのため、学校として、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる居場所づくりを積極的に取り組むとともに、いじめは子どもたちにとって、健やかな成長を妨げ、将来に向けた希望や人間形成に深刻な影響を及ぼすもとの認識の下、いじめのない学校づくりをめざすための基本的な方向性を以下のとおり示す。

(1)教育活動全体を通じて、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

- (2)生徒が主体となっていじめのない学校を目指すことができるように指導、支援する。
- (3)いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4)いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5)相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で一人ひとりの状況の把握に努める。

上記の考えをもとに、すべての生徒にとって高鷲南中学校がいじめのない心の居場所となるべく、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

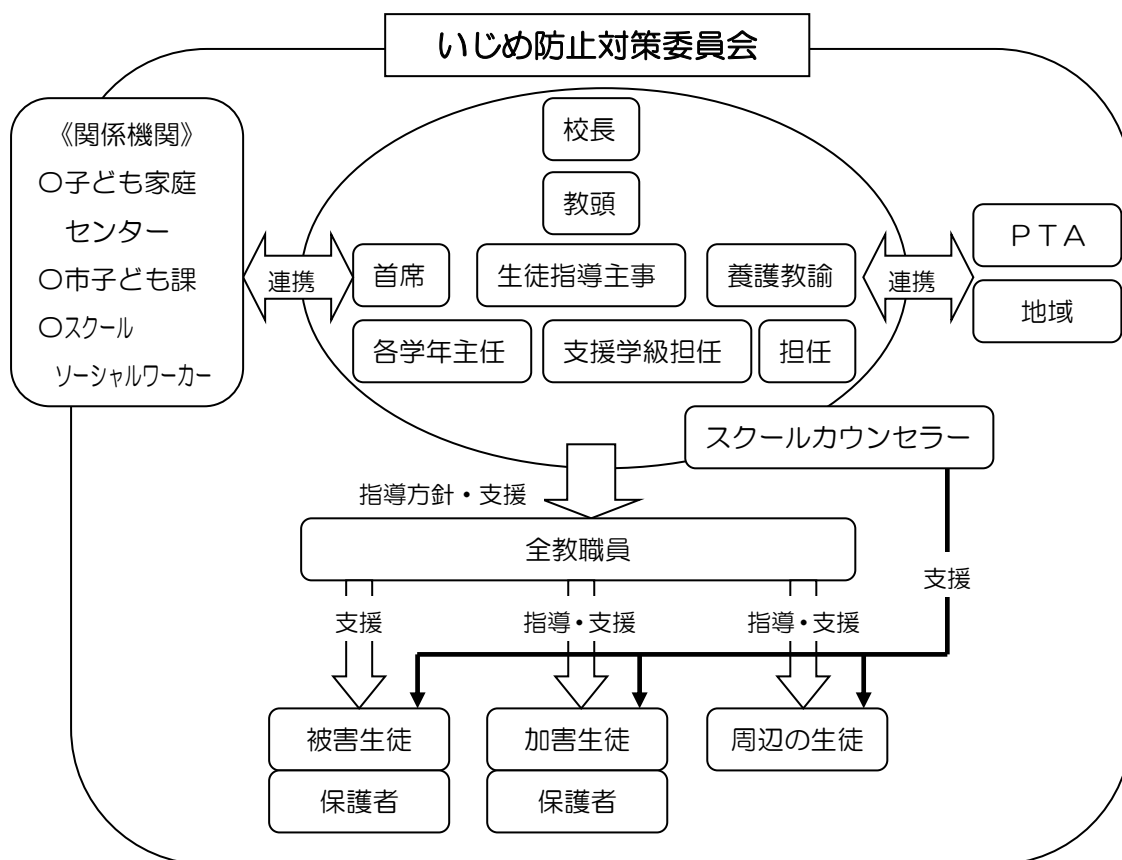
(1)構成員

校長、教頭、首席、該当担任、生徒指導主事、各学年主任、支援学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、(必要に応じて行政等の専門家を招請する。

(2)役割・検討するおもな項目

- ア いじめの未然防止の体制整及び取組
- イ いじめの状況把握及び分析
- ウ いじめを受けた生徒および保護者に対する相談及び支援
- エ いじめを行った生徒に対する指導および保護者に対する助言
- オ 専門的な知識を有する関者等との連携
- カ 教職員研修の実施
- キ その他いじめ防止に関わること

【指導体制・教育相談体制】



【重大な事案への対応】

いじめ防止対策推進法28条に該当する重大事態の発生した場合、羽曳野市教育委員会と学校長が協議し、重大事態の調査主体を判断する。また、羽曳野市教育委員会又は学校による調査については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

3. 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

- いじめ対策委員会は、年3回開催し、具体的な生徒の現状報告を行う。また、取組みの進捗状況について意見交換を行い、具体の方針を決める。さらに、いじめの対処がうまくいかないケースの検証や必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。
- 必要に応じて、ケース会議を開催し、個々の生徒の事象について具体的な支援や指導方針について検討を行う。
- 毎週の生徒指導担当者会議等で各学年の情報交換を積極的に行う。

4. 年間計画

	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	学級開き オリエンテーション 生徒・保護者への 相談窓口周知 家庭訪問	学級開き オリエンテーション 生徒・保護者への 相談窓口周知 家庭訪問	学級開き オリエンテーション 生徒・保護者への 相談窓口周知 家庭訪問	第 1 回対策委員会 校内研修（生徒情報交換）
5 月	校外学習 元気調査（いじめを含む学校生活全般に関するアンケート）			学校いじめ防止基本方針の 更新
6 月	面談週間			第 2 回対策委員会 校内研修（生徒理解研修）
			修学旅行	
7 月	期末懇談	期末懇談	期末懇談	
8 月	＜長期休業中の家庭訪問・家庭との連携＞			校区幼小中合同研修
9 月	体育大会	体育大会	体育大会	
10 月	元気調査			
11 月	面談月間			第 3 回対策委員会
12 月	期末懇談	期末懇談	期末懇談	学校教育診断アンケートの 実施
1 月	＜長期休業中の家庭訪問・家庭との連携＞			
2 月		雪中合宿		第 4 回対策委員会
	面談週間			
3 月				

※定例会議…○毎週・毎月「生徒指導部会議」○毎月「職員会議」（情報交換・取組など検討）

5. 教職員の資質向上のための研修計画等

教職員の資質向上のために以下のことを行う。

- (1) 外部講師を招いて子ども理解や集団づくりの研修を毎年 1 回実施する
- (2) スクールカウンセラーによるカウンセリングマインド研修の実施
- (3) 学校教育自己診断結果を効果的に活用し、共通認識を培う。
- (4) 元気調査を学期毎に実施し、結果を効果的に活用し、改善策をいじめ対策委員会で協議する。
- (5) 各学級での課題を担任だけで抱えるのではなく、学年の教職員集団で共有化し、常に学年として取り組みを推進し、OJT を活性化させる。

Ⅱ いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級・部活動をはじめとするさまざまな集団が、人権が尊重される場であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2. いじめ防止のための取り組み

- (1) 平素から教職員自身がいじめに対する認識を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけることを大切にする。加えて、一人で抱え込まず、学年・学校として情報の共有を常に行う。
- (2) 生徒に対して、自己有用感や自己肯定感を身につける取り組みを推進し、いじめをしない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
- (3) 豊かな心を育み、互いに認め合える人間関係づくりを図る学校の教育活動全体を包括する教育プログラムの作成をするとともに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、全教職員が共通認識を持って、主体的に考え行動できる生徒の育成に努める。
- (4) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、常に、生徒に寄り添い、生徒の気持ち汲み取る指導を行う。また、生徒一人ひとりが活躍できる人間関係づくりを積極的に推進する。加えて、いじめを助長するような教職員の不適切な言動や認識

等、あやまった指導がないように、教職員は、常に指導方法の振り返りを行うものとする。

Ⅲ 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る感性、隠れているいじめの構図に気づく洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められている。

2. 早期発見のための取組み

- (1) 日常的な生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示すサインを見逃さないようアンテナを高くし、教職員間の連携を密にする。
- (2) いじめの早期発見に向けたアンケートやカウンセリングを定期的の実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に努める。
- (3) 保護者や地域との連携を密にすることにより、学校外で示す生徒のサインや行動の変化等についても積極的に把握することにより、早期発見につなげる。

Ⅳ いじめへの対処

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる考える。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめ認知後における取組み

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早

い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けることのできる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得るなど、いじめ対策委員会が中心となって体制づくりを行う。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞したら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するし、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう重点的に取り組む。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
 - 管理者と連絡が取れる場合→掲示板の管理者に削除依頼及び開示請求
 - 管理者と連絡先が不明の場合→掲示板等のプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除依頼
- (3) 情報モラル教育を進めるため、インターネットによる情報検索・収集の基本を身に付

け、著作権など情報モラルや情報検索・収集における注意点を理解する機会を設ける。
また、情報モラル教育を進めるため、教科や総合的な学習の時間において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。